



學校教育目標

夢や目標をもち、海青中を誇りに思う生徒の育成

～笑顔と優しさあふれる学校に～

■ 三寒四温…。体調管理を！

2月4日に立春を迎え、暦上では春になりました。校門で朝の挨拶運動をしながら感じる空気は、少しずつ春の匂いを漂わせ、「今日はそんなに寒くないな」と思った次の日には、また真冬に戻ったような気温になり、体調面が心配になります。海青中では、先週からインフルエンザが猛威を振るい、学級閉鎖や学年閉鎖の対応を余儀なくされました。3年生は入試、1、2年生は学年末テストと卒業、学年の締めくくりの時期となっています。インフルエンザに罹らないために、人込みを避けたり、十分な栄養、睡眠などを意識したり、お子さまの体調管理にお気をつけていただきますようお願いいたします。

■ 思いを伝える

朝、校門に立ちながら学校近くの木屋の前にある横断歩道にふと目をやると、2年生のW.Sさんが渡っており、車が停止してくださいました。W.Sさんは、運転者に軽く会釈をしながら渡っていましたが、渡り終えた後、車の方に振り返り、丁寧に頭を下げてお礼を伝えていました。そこまでするべきかどうかは、人それぞれの考え方だと思いますが、そこまでできる心の美しさに胸が熱くなり、勉強させてもらいました。もしかしたらW.Sさん以外にも同じように気持ちを伝えている生徒もいるかもしれません。2年弱、校門に立っている私ですが、その素晴らしい振る舞いに気づかなかった、気づけなかった自分が恥ずかしく、情けなくなりました。子どもたちは、見えないところで、見られていないところで多くの優しさや思いやりを言葉や行動に表しているのだと思うと気持ちが温かくなりました。

■ 表彰おめでとう！

- ・佐賀県中学生新人卓球大会 女子団体 第2位 **※九州大会出場**
 - ・唐津地区冬季中学生バーボン大会 第3位
 - ・2025年度 新年書き方 唐津地区審査結果並びに佐賀県審査結果

特〇：地区特選かつて出品

特選：地区特選

入選：地区入選

佳作：校内入選

■ 専門家から「いじめ」について学びました

1月27日（火）の5、6時間目に、佐賀県弁護士会から弁護士の永江先生をお招きして、1年生のそれぞれのクラスに話を聞いていただきました。年明けから、他県では、いじめている様子を動画撮影し、SNS上にアップするという絶対に許されない行為が行われています。3学期の始業式には、この件について生徒指導主事の宮原先生から全校生徒に話をしてもらい、いじめは絶対に許されないことを確認しました。



永江先生からは、実際に他県で発生したいじめ事案について具体的にお話をさせていただきながら、丁寧にわかりやすく話を聞いていただきました。講話の最後には、1組総務のK.Nさんが、お礼の言葉と共に、「相手の気持ちをしっかり考えて発言しようと思う。」と感想を述べました。

【永江先生のお話】

- いかなる理由があっても、いじめは絶対に許される行為ではない。
- いじめは、最悪、人が命を落とさなくてはいけないくらい重大なことである。
- 「いじり」は「いじめ」につながる。芸人さんの「いじり」は仕事上していること。
- いじめられた人の心は、解決しても、紙をくしゃくしゃにした後、どんなに紙を伸ばしてもしづかが取れないのと同じように、いつまでも心の中から消えることはない。

文部科学省の通知では、令和6年度の全国におけるいじめの認知件数は約77万件と過去最多となり、いわゆる「インターネット・SNSにおけるいじめ」が増加し、り得る特として示されたところです。こうした状況を踏まえ、文部科学省が児童生徒や保護者に向けてのいじめの未然防止に関する啓発動画を作成しました。

右のQRコードを読み取れば視聴できます。15秒から2分程度の短い動画となっていますので、お子様と一緒に視聴していただき、いじめなどについてお子様と一緒に話をしていただければ幸いです。



こども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」コーナー	こども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	こどもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310 (24時間年中無休) https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken110.html	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、こどもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(こどもの人権SOSチャット)。
こどもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県 警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいることも自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。